（ 様式D－２ ）
（ 別　　紙 ）

令和７年度　海外派遣研究員研究報告書〔研究実績〕

令和８年１月14日

日本大学理事長　　殿
日本大学学長　　殿

所　　属　文理学部（人文科学研究所）
資格・氏名　教授・末冨　芳

令和７年度海外派遣研究員（短期Ｂ）の研究実績を，下記のとおり報告いたします。

記

１　区　　分　　短期Ｂ
２　研究課題

日英の子ども若者の安全保護法制・政策に関する研究

３　派遣期間　　西暦 2025 年 6 月 21 日　～　2025 年 7 月 9 日
４　派　遣　先　　英国
５　研究目的

子どもに関する職への性犯罪前歴者の就業を制限する「こども性暴力防止法」（いわゆる日本版 DBS 法）が、2024 年 6 月 19 日に国会で成立した。

申請者は、15 年以上にわたる日英比較分析を通じ、教育政策、特に子どもの権利利益擁護のための英国の学校を中心とする子ども若者の安全保護の仕組みに詳しいことから、同法の国会審議に際し、衆議院地域活性化・こども政策・デジタル社会形成に関する特別委員会に参考人として招聘された。

英国では単に性犯罪前歴者の学校・園や学校外教育等での就業に際する犯歴チェック(DBS)だけではなく、平時からの子ども若者を性暴力・搾取・虐待から守る安全保護政策の運用が奏功しており、日本でも「こども性暴力防止法」を契機として、英国の子ども若者の安全保護法制・政策の整備と運用拡大が重要であることを、国会参考人として指摘した。

一方で、教育学分野・こども学分野等の日本の社会科学における研究蓄積は少ない。

2026 年度に施工予定の性犯罪者の前歴確認システムである日本版 DBS の運用、「こども性暴力防止法」に規定される性暴力防止措置の学校・園への義務付け、認定事業

者での速用を前に、モデル国である英国での子ども若者の安全保護法制・政策に関する取り組みの実態を実証的かつ体系的に明らかとすることが急がれる状況にある。

本研究は、日英比較研究を通じ、性暴力・搾取・虐待から未成年の子ども若者を守るための効果的な安全保護法制・政策(Safeguarding Legislation and Policy)と、日本における社会実装の方策について調査・分析を行い、政官民のアクターに社会還元していくことを目的とする。

特に、家族以外の第三者からの性暴力・搾取・虐待など、子ども若者の「守られる権利」の侵害に焦点を当て、予防と早期発見・対応のために子ども若者の権利を重視した安全保護法制・政策を整備してきた英国の取り組み、日本の現状について、自治体、 学校・園及び放課後活動、民間事業者・団体等の調査・分析を実施する。英国の法制・政策の体系的分析と、日英両国の芸能界・マスメディアにおける子ども若者の安全保護にも焦点を当てる。

英国との比較研究を通じ、日本の子ども若者の安全保護政策の現状と課題を分析し、日本で社会実装されるべき安全保護法制・政策と政官民の取り組みを明らかにする。

6　研 究 概 要

① 研究の方法

英国で子ども若者の安全保護法制に関わる専門家、研究者、実践家からのインタビュー調査と資料収集

② 渡航先での活動内容

英国での調査・活動内容は以下の通りである。

6月22日（日） Dorothy Finan氏（英国リーズ大学講師）との日英の子ども若者の安全保護法制に関する研究ミーティング

6月23日（月）Ed Magee氏（ロンドン・カムデン区・子ども若者の労働許認可担当）へのインタビュー調査

6月24日（火）Matt Eaton-Elcock氏（英国教育省・主任政策担当者)、Leah Buck 氏（英国内務省 児童虐待対策チーム）へのインタビュー調査

6月25日（水）Leah Buck氏（英国内務省 児童虐待対策チーム）へのインタビュー調査

6月26日（木）Sarah-may De Souza氏（子ども若者の安全保護研修提供団体職員）へのインタビュー調査

6月27日（金）Steve Ansell氏（リーズ市ユースシアター運営責任者）へのインタビュー調査

6月28日（土）学会報告準備、前半調査のデータ整理

6月29日（日）学会報告準備、前半調査のデータ整理
6月30 日（月）Arlene de Cruz 氏（子ども若者の安全保護研修提供団体職員）へのインタビュー調査
7月1日（火） Victoria Shownmmi 准教授(University College London)との学校での子ども若者の安全保護法制に関する 研究ミーティング
7月2日(水) Alison Foster 氏(西ヨ クシャ 市子ども若者の労働許認可担当)へのインタビュー調査
7月3日（木）Susan Meehan 氏（大和日英基金・日英比較文化研究）との面談
7月4日（金）The British Educational Leadership, Management and Administration Society (BELMAS)での学会報告
7月5日（土）The British Educational Leadership, Management and Administration Society (BELMAS)での学会報告
7月6日（日）The British Educational Leadership, Management and Administration Society (BELMAS)での学会報告
7月7日（月）Karen Edge 准教授(University College London)との研究会
7月8日（火） 後半調査のデータ整理

７　研究結果・成果

英国での子ども若者の安全保護法制 （セーフガーディング） は、教育省の影響が大きいが、イングランド・ウェールズ・スコットランド・北アイルランドの各地域により異なる。

また、各基礎自治体(Local Authorities)により、学校・園及び学校・園以外の学校外教育・サービス従事者への研修の提供体制に違いがある。

また、今回の調査では日英両国で問題となっているテレビ局、ドラマ・映画製作、音楽などのパフォーマンス産業における子ども若者の安全保護法制に重点を置いた。

まず国家レベルでの子ども若者の安全保護法制は、教育省(Department for Children)に権限が集中している。これは、特に学校・園を中心として、子ども若者の児童虐待からの保護 (Child protection)と、欠席日数の増加を防ぎ教育への権利(the right to education)を保障するために、教育省に権限が集中しているためである。

このことは、たとえば不登校防止のために、無断欠席や医師・家庭裁判所の証明のない欠席が3日以上続いた場合、学校・園から基礎自治体・警察に通報が行き、子どもが迅速に保護されたり、基礎自治体ソーシャルワーカーによる児童虐待や不登校の早期アセスメントの早期支援が開始されるというメリットもある。

2024年の保守党政権のもとで、基礎自治体へのこども若者支援予算が削減され、自治体間格差が拡大していたが、労働党政権では基礎自治体でのこども若者予算が拡大される方針であり、自治体間格差は改善されるのではという見通しを持つ関係者も多い。

一方で、教育省に権限が集中していることの課題も認識された。それは、学校・園での子ども若者のセーフガーディングに力点が置かれ、放課後活動に対する体制整備やその運用が必ずしも十分ではないという関係者のインタビュー調査から把握されている。

日英両国で問題となっているテレビ局、ドラマ・映画製作、音楽などのパフォーマンス産業の現場で、子ども若者の安全保護主任(Designated Safeguarding Lead)として働く関係者や、安全保護主任の研修育成に携わるエージェントからは、基礎自治体が学校・園以外の関係者に十分な研修機会を提供していないこと、自治体の子ども若者の労働に関わる許認可体制に大きな格差があることなどが挙げられた。
実際には子ども若者が性暴力や虐待・搾取などのリスクがあるにも関わらず子ども若者の労働の許可が出てしまったり、その逆に許認可に非常に長い期間をかける基礎自治体があるため、子ども若者が出演の機会を逃してしまう、という事態である。
これらの状況を教育委員会は十分に認識しているとは言えない。

また英国は、イングランド・ウェールズ・スコットランド・北アイルランドでそれぞれの政府が別の子ども若者の安全保護主任(Designated Safeguarding Lead)の法制を適用しており、欧州諸国もそれぞれの国・地域でのルールがあるため、パフォーマンス産業や放送局の負担や運用が大きい。
英国内務省も、こうした状況を把握し、国際的な子ども若者の安全保護ルールの整備の重要性を認識はしているが、検討はきわめて初期的な段階であり、今後の継続した調査と分析が必要である。

英国教育経営学会(BELMAS)では、今回の調査内容を研究倫理を遵守する会員同士の特別な研究委員会(Research Interest Group)で報告し、今後の調査に関する助言を得た。
またポスター報告を行った、学校における日本の子ども若者の権利の推進については、自治体・校長の権利推進度を測定する指標を整備するべきであるとの提案も会員より共有いただき、今後の研究推進に際して有意義であった。
また国際的にはテストスコアの高さと子ども若者の権利侵害で有名な日本における改善のための取り組みが多くの注目を集めた。

今回の海外派遣研究員に際し、ご尽力を賜った文理学部の教職員、日英両国の関係者のみなさまに心から感謝申し上げる。

以　上